**九州地方整備局の入札契約手続き見直しの実施方針について**

国土交通省 九州地方整備局は、すでに公表していた標記見直しを平成２６年４月１日以降に入札手続きを開始する工事から適用されます。

実施方針の概要は次のとおりです。

　◆ 分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事のうち、予定価格が６千万円以上３億円未満の工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより入札契約手続きを実施する。　**（別添フロー図をご参照ください。）**

**○ 競争参加資格確認申請書提出表明書の提出**

・ 応札する場合は、「競争参加資格確認申請書提出表明書」（九州地整独自様式

⇒ダウンロード可）をあらかじめ提出する。

**○ 入札書と技術提案書の同時提出**

・ 入札書と技術提案書を同時に提出することで、技術評価点の漏えいを防止

**○ 技術提案書における業者名のマスキングの徹底**

・ 各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名

を知る者の数を限定し、情報漏えいを防止

・ 技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に

対する不公正な評価を防止

**○ 予定価格作成時期の後倒し**

・ 予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏えいを防止

**○ 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保**

・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報

を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報が漏えいすることを防

　止